

アメリカ刑法における特別賦課金制度

佐伯 仁志 (中央大学法務研究科)

1, はじめに

アメリカ合衆国は、連邦制の国であり、連邦の他に、各州が独自の刑法、刑事訴訟法、裁判所制度を有している。特別賦課金の制度についても、連邦の制度だけでなく、各州にさまざまな制度が存在している。以下の紹介は、連邦の制度を中心としたものである。

1, 連邦の犯罪被害者基金と特別賦課金制度

1984年犯罪被害者法 (Victims of Crime Act of 1984) が規定した。

犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund、以下単に「基金」と呼ぶ) に、有罪となった被告人に科された罰金、没収した保釈金、没収、特別賦課金を入れて、連邦及び州の被害者救済に当てることになっている (現在の根拠規定は 34 U.S.C § 20101)。

特別賦課金 (special assessment) は、連邦犯罪で有罪となったすべての者に対する量刑において、裁判所が義務的に賦課する (18 U.S.C. § 3013)。

特別賦課金の額は、当初、自然人について、軽罪 25 ドル、重罪 50 ドル、自然人以外について、軽罪 50 ドル、重罪 200 ドルであったが、現行法では、自然人について、違反 (infraction) または C 級軽罪 5 ドル、B 級軽罪 10 ドル、A 級軽罪 25 ドル、重罪 100 ドル、自然人以外について、違反または C 級軽罪 25 ドル、B 級軽罪 50 ドル、A 級軽罪 125 ドル、重罪 400 ドルとなっている。特別賦課金は犯罪ごとに科されるので、有罪となった犯罪の数が多いと賦課金の額が大きくなる (被告人単位か犯罪単位かについて争いがあったが、現在は犯罪単位で決着がついている)

基金は一般財源から補填を受けていない (2002 年に 9.11 テロの被害者を救済するために臨時の補填がなされた。See, Congressional Research Service, The Crime Victims Fund (CVF): Federal Support for Victims of Crime, Updated May 21, 2024, p2 note 17)

基金の収入に占める特別賦課金の割合は大きくないようである (基金の収入グラフに特別の項目として出てこない。1990 年の連邦最高裁判決 *United States v. Munoz-Flores*, 495 U.S. 385(1990) では、特別賦課金が基金の収入の大きな割合を占めるとは議会は予想しておらず、実際にも 1987 年では 4% にすぎないことが指摘されている)。

2021 年の法改正 (VOCA Fix to Sustain the Crime Victims Fund Act of 2021) によって、訴追延期・不訴追合意によって被告人が支払った金銭も基金に組み入れられるようになり、その額が収入の大きな割合を占めるようになってきている。それ以前も、大型経済犯罪の罰金が納入額の大きな割合を占めており、そのため、納入額が年によって大きく増減している (上記 Congressional Research Service, 2-3 頁参照)。

2, 特別賦課金の性格をめぐる議論—刑罰か非刑罰か—

(1) 合衆国憲法 7 条 1 項が「歳入の徴収を伴うすべての法律案は、先に下院に提出しなければならない」と定めているが、犯罪被害者法は上院に先に提出されていたため、その合憲性が争われた。1990 年の連邦最高裁判決は、被害者保護のための立法であって一般財源を増加させるためのものではないから合憲と判示した (*United States v. Munoz-Flores*, 495 U.S. 385(1990))。下級審の一部にあった特別賦課金は刑罰だから合憲という理由付けには触れていない。

(2) 連邦刑法は、各州の連邦管理区域内で生じた犯罪を、発生地 of 州刑法の「類似の刑罰 (like punishment)」で処罰すると規定している (*The Assimilative Crimes Act*, 18 U.S.C. § 13)。こ

の規定に基づいて、犯罪地の州刑法で有罪となった被告人に科される金銭を連邦の特別賦課金「類似の刑罰」と見ることができるかが争われた（1987年の改正でこの問題は現在では生じなくなっている）。

テキサス州刑法は、200ドル未満の罰金で処罰される条例違反ないし軽罪で有罪となった場合は5ドル、それ以外の条例違反ないし軽罪で有罪となった場合は15ドル、重罪で有罪となった場合は20ドルを「裁判所費用（court cost）」として徴収すると規定していた。被告人は、「裁判所費用」は刑罰ではないから、連邦裁判所がこれを科すことはできない、と主張したが、第2巡回区控訴裁判所は、法律の名称は決定的ではなく、罪の重さによって額が変わる点で、当該「裁判所費用」は刑罰である、と判示した（United States v. Davis, 845 F.2d 94(5th Cir.,1988)）。

ヴァージニア州刑事訴訟法は、有罪となった被告人に10ドルの「付加費用（additional cost）」を科すと規定していたが、対象となる犯罪から交通違反が除かれていた。ヴァージニア州にある連邦施設内で飲酒運転を行い連邦裁判所で有罪となった被告人に対して10ドルの付加費用を科すことができるかが争われた事件において、連邦地方裁判所は、「付加費用」は刑罰であり、ヴァージニア州法には飲酒運転について「類似の刑罰」が規定されていないので、被告人に科すことはできない、と判示した（United States v. Robertson, 638 F. Supp. 1202 (E.D.Va.1986)）。

なお、ヴァージニア州法の当該規定は、その後の改正で削除され、現在は、裁判所法に、さまざまな訴訟費用と併せた「手数料（fee）」として、重罪で有罪となった被告人に対する手数料（Fixed felony fee, § 17.1-275.1）375ドル（そのうちの80%が犯罪被害補償基金（Criminal Injuries Compensation Fund）に分配される）、軽罪で有罪となった被告人に対する手数料（Fixed misdemeanor fee, § 17.1-275.7）80ドル（そのうちの25%が犯罪被害補償基金に分配される）、薬物軽罪で有罪となった被告人に対する手数料（Fixed drug misdemeanor fee, § 17.1-275.8）は296.5ドル（そのうちの67.4536%が犯罪被害補償基金に分配される）、と規定されている。

(3) 法改正によって引き上げられた特別賦課金額を、改正施行前に行われた犯罪に適用することができるかが問題となった。この問題について判断した連邦控訴裁判所判決（United States v. Labeille-Soto, 163 F.3d 93(2d Cir.1998); United States v. Prather, 205 F.3d 1265(11th Cir.2000)）は、一致して、特別賦課金は刑罰に当たり、改正後の金額を科すことは、連邦憲法1章9条の事後法の禁止に当たり許されない、と判示している。

一方、ミシガン州最高裁判決 People v. Earl, 845 N.W.2d 721(2014)は、ミシガン州刑事訴訟法に規定された賦課金（assessment）について、立法者の意図、その効果などの点で、刑罰ではなく、民事の救済的制度であるから、改正前の犯罪行為に改正後の額を適用しても、連邦憲法1章10条及びミシガン州憲法1章10条の事後法禁止規定に該当しない、と判示している。問題となったミシガン州法は、事件毎に、重罪の場合は130ドル、軽罪又は条例違反の場合は75ドル、少年事件は25ドルの賦課金を科す、と規定している（MCL § 780.905）。賦課金は、同州の犯罪被害者権利基金（Crime Victim's Rights Fund）に入れられる。なお、ミシガン州憲法1章24条1項は、被害補償を受ける権利を含む被害者の種々の権利を規定し、同条3項は、被害者の権利の実現のために有罪となった被告人に賦課金を科す権限を立法府に与えている。

3, 特別賦課金制度への批判

ある論文（Ndjuoh MehChu, Nickels and Dimes? Rethinking the Imposition of Special Assessment Fees on Indigent Defendants, 99 N.C. L. Rev. 1477 (2021)）は、資力不足を理由に罰金を言い渡さなかった場合にも一律に課されるため少額であっても資力のない被告人には重大な影響がある、執行費用がかかるなどの理由を挙げて、裁判官に裁量を認めるべき、と主張している。実際にも、20%弱で検察官が放棄を請求しているそうである。

4, 人身売買・児童ポルノ罪に対する追加的特別賦課金 (Additional special assessment)

2015年の法律 (the Justice for Victims of Trafficking Act of 2015) が、「内国誘拐被害者基金 (Domestic Trafficking Victims' Fund)」を創設し、人身売買・性的搾取などの犯罪で有罪となった無資力でない被告人に 5000 ドルを賦課することを規定した。賦課金の支払い義務は、判決の言渡日または刑事施設からの釈放時の遅い方から 20 年間継続する (18 U.S.C. §§ 3014(g), 3613(b)) とされており、現在及び将来において支払い能力がないと認められない場合は、特別賦課金を課すことが裁判所に義務づけられている (United States v. Wesely, 96 F.4th 1045(8th Cir, 2024))。

さらに、2018年の法律 (Amy, Vicky, and Andy Child Pornography Victim Assistance Act of 2018 ("AVAA")) は、児童ポルノ犯罪に対する特別賦課金を規定している (18 U.S.C. § 2259A(a))。その額は、児童ポルノ所持罪 1 万 7 千ドル以下、児童ポルノ移送罪 3 万 5 千ドル以下、児童ポルノ製造罪 5 万ドル以下 (多額は物価指数で調整) である。量刑に関する規定 (§§ 3553(a), 3572) の考慮要素が適用されると規定されているので、実質上は罰金に等しいと思われる。児童ポルノの被害者は、民事の損害賠償訴訟を加害者に対して提起することもできるが、基金の中に特別に設けられた児童ポルノ被害者基金から 3 万 5 千ドルの一時金を受け取ることもできる。

5, 基金からの支出

基金からの支出は、①児童虐待事件の捜査・管理・訴追 (Children's Justice Program)、②被害者証人プログラム (Victim-Witness Program)、③被害者告知制度 (Victim Notification System)、④被害者補償フォーミュラ助成金プログラム (Victim Compensation Formula Grant Program)、⑤被害者支援フォーミュラ助成金プログラム (Victim Assistance Formula Grant Program)、⑥裁量的支出である。①②③に支出した残額が④⑤⑥に当てられる。当該残額のうち、④⑤がそれぞれ 47.5%、⑥が 5% を占めている。

④には、治療費・精神カウンセリング費用、身体的損害に起因する収入減、葬儀費用などが含まれる。全法域が被害者補償プログラムを有しており、州の支出の 75% が基金から補助されている。2021 年度から 2022 年度は全体の 32% (2 億 2890 万ドル) が医療費であった。暴力犯の被害者が最も多かったが、同年度は、児童性的虐待被害者が 31%、暴力犯被害者が 26% になっている。⑤には、情報提供サービス、危機カウンセリング、一時的保護所、刑事司法手続のアドヴォカシー・サービス、その他の援助が含まれる。2021 年度から 2022 年度はサービス受給者の 23% が家庭内暴力の被害者であった。⑥には、プログラムの評価、職員のトレーニング、連邦犯罪被害者への経済的支援、非営利被害者援助団体への支援等々が含まれている。

(The Crime Victims Fund (CVF): Federal Support for Victims of Crime Updated May 21, 2024 による)